

# 生前贈与

# 資産の先取りで課税されない“特別枠”がある

親が他界してから相続するより生前に受け取るほうが、実は節税になる。子供1人につき年間110万円までの贈与が非課税になる基礎控除枠があるからだ。計算上、2人の子供が親から2000万円を相続する場合、毎年220万円ずつ10年かけて受け取れば贈与税を払わずに済む。ただし、親が亡くなる前の3年間の贈与は相続税の課税対象になるので要注意だ。



1人当たり年間110万円までは贈与税がかからない

## 非課税枠を超えても相続税より節税になる

年間110万円の基礎控除枠を超えて贈与されても、ある程度の期間をかけて受け取れるなら、一括で相続するより税率が低くて済む。かける期間と受け取る資産の総額によって、毎年いくらの贈与を受けるか決めるといい。

### ■相続より税率が低い金額を贈与してもらうのいい

課税価格	贈与税率	控除額
110万円以下	非課税	—
200万円以下	10%	なし
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1000万円以下	30%	90万円
1500万円以下	40%	190万円
3000万円以下	45%	265万円
4500万円以下	50%	415万円
4500万円超	55%	640万円

### ■10年かけて受け取れば1人1000万円でも非課税に

一括で渡す場合		計2000万円
受け取る資産の額	1000万円	1000万円
一括贈与	177万円	177万円
相続	100万円	100万円
計	354万円	2000万円

計354万円の贈与税が課税される

計200万円の相続税が課税される

注) 親1人が子供2人に相続すると仮定、4200万円の基礎控除を超えて2000万円の現預金があり、それを子供に渡した場合の試算

### 10年かけて贈与した場合

計2000万円										20万円
受け取る資産の額	220万円	220万円	220万円	220万円	220万円	220万円	220万円	220万円	220万円	220万円

10年かけて受け取る→贈与税はかからない

### トク技

## 毎年の贈与を銀行任せにする手もある

毎年の贈与のために契約書を作成して記録を残す手間を省き、親の贈与し忘れを防ぎたいなら、一連の手続きを銀行任せにする手もある。三菱UFJ信託銀行の「暦年贈与信託「おくるしあわせ」」は、毎年の生前贈与の手続きを代行する信託商品だ。誰にいくら渡すのか親が指定すれば、受け取る側にも確認して指定の額を送金する。第三者が贈与を取り持つことで確実に記録を残せるうえ、毎年の贈与の手間を軽減できる。

信託銀行が間に入って記録を残すことで、計画的贈与とみなされる可能性が減り、手続きの手間も省ける

ご存知ですか?平成27年1月から相続税

大額に贈与する相続税の負担
贈与税の負担が軽減される

相続税の負担が軽減される
贈与税の負担が軽減される



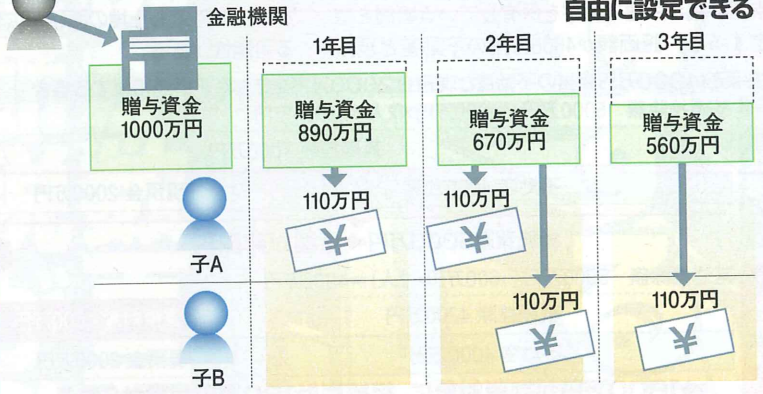
### トク技

## あえて毎年120万円もらう税を支払えば記録を残せる

基礎控除の枠内で長期間の贈与を受けると、多額の贈与を計画的に分割したとみなされ、贈与税が課せられる可能性がある。こうした事態を避けるために有効なのが、あえて基礎控除枠を超えて贈与してもらう方法。毎年120万円を受け取れば1万円が課税され、税務署に少額ずつ贈与の記録が残る。不定期に贈与を「休む」のも効果的だ。



### 贈与する(親)が資産を預ける



### ■贈与する相手や金額を自由に設定できる

親の資産を相続するベストなタイミングは、実は親が他界したときではない。現在の税制では、親が生きているうちに資産の引き継ぎを始めたほうが、支払う税金が少なくて済むことが多い。つまり、節税になるのだ。

基本的な節税の方法は、生前贈与の基礎控除枠を使うこと。子供1人につき年間110万円までの非課税枠があるので、計算上は10年かければ1100万円を非課税で受け取れる。同じ額の一括贈与なら207万円の贈与税がかかり、相続すれば15万円の相続税が課せられる(相続時の基礎控除を超えた場合)。その差額が節税になるわけだ。しかも、「相続に向けて親とコミュニケーションする機会づくりにもなる」と、相続コーディネーターを専門とする夢相続の曾根恵子社長は話す。

ただし、毎年一定額の贈与を受けていると計画的な贈与とみなされ、贈与税の課税対象になる可能性がある。名義預金でないことを示すためにも、贈与の契約書を作成したり、入金記録を残したりする必要がある。

こうした事態を避け、節税の確実性を高めるワザがいくつかある。まず一つが、あえて基礎控除枠を上回る金額を贈与してもらい、贈与税を支払うことだ。例えば120万円の贈与を受けた場合、1万円の贈与税が課せられる。税務署に贈与の記録を残せるので、課税される可能性を軽減できる。

より確実に贈与を受けたいなら、生前贈与に特化した信託商品を使うのも手。三菱UFJ信託銀行の「おくるしあわせ」は、毎年の生前贈与の手続き